

平成26年改正条例附則第5項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1774号**

平成26年改正条例附則第5項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を廃止する規則

平成26年改正条例附則第5項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則（規則第6-1753号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。